

総社市水道事業処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第1号

総社市水道事業処務規程の一部を改正する規程

総社市水道事業処務規程（平成17年総社市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第10条関係） 1 略 2 財務に関する事項			別表（第10条関係） 1 略 2 財務に関する事項		
事項	部長	課長	事項	部長	課長
略			略		
10 建設工事等の起工、変更（軽微変更を除く。）及び検査復命に関すること。	<u>200万円以上5,000万円未満</u>	<u>200万円未満</u>	10 建設工事等の起工、変更（軽微変更を除く。）及び検査復命に関すること。	<u>130万円以上5,000万円未満</u>	<u>130万円未満</u>
略			略		
3 略 備考 略			3 略 備考 略		

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。